

議第137号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を 求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議 決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第 109 号）第27条第 2 項の規定に基づき、平成28年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事 業 名	関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
補 助 林 道 事 業	長 浜 市	1,500,000 ^円
	米 原 市	3,000,000
	計	4,500,000
県 営 農 道 整 備 事 業	彦 根 市	5,720,000
	甲 賀 市	2,725,000
	計	8,445,000
県 営 み ず す ま し 事 業	東 近 江 市	7,370,000
	計	7,370,000
県 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業	長 浜 市	1,950,000
	守 山 市	8,750,000
	計	10,700,000
県 営 農 村 地 域 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 施 設 整 備 事 業	長 浜 市	13,019,000
	米 原 市	650,000
	計	13,669,000
単 独 道 路 改 築 事 業	大 津 市	39,710,100
	彦 根 市	12,325,950
	長 浜 市	15,586,800
	近 江 八 幡 市	7,950,000
	草 津 市	41,700,000

議第137号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第137号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	守山市	10,200,000 ^円
	栗東市	10,007,000
	甲賀市	12,639,000
	野洲市	5,700,000
	湖南市	2,401,000
	高島市	15,870,300
	東近江市	21,206,100
	米原市	7,201,500
	日野町	1,200,000
	竜王町	3,147,000
	愛荘町	4,956,000
	豊郷町	981,000
	甲良町	531,000
	多賀町	600,000
	計	213,912,750
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	13,400,000
	長浜市	1,150,000
	近江八幡市	17,000,000
	高島市	3,400,000
	米原市	3,050,000
		計
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	8,000,000
	栗東市	7,700,000
	甲賀市	8,000,000
	高島市	300,000
	東近江市	1,000,000
		計
補助都市計画街路事業	大津市	29,074,500
	彦根市	134,281,800
	守山市	2,475,000
	栗東市	97,974,000
	甲賀市	58,500,000
	東近江市	88,650,000
		計

事業名	関係市町名	負担すべき金額
単独都市計画街路事業	彦根市	5,400,000 ^円
	栗東市	6,900,000
	甲賀市	6,600,000
	東近江市	2,250,000
	計	21,150,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。